

議案第 3 2 号

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 3 0 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例

杉並区立学校設置条例（昭和 3 5 年杉並区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中

杉並区立杉並第四小学校	杉並区高円寺北二丁目 1 4 番 1 3 号	を
杉並区立杉並第六小学校	杉並区阿佐谷南一丁目 2 4 番 2 1 号	
杉並区立杉並第六小学校	杉並区阿佐谷南一丁目 2 4 番 2 1 号	に、
杉並区立杉並第八小学校	杉並区高円寺南二丁目 4 0 番 2 4 号	を
杉並区立杉並第九小学校	杉並区本天沼一丁目 2 番 1 9 号	
杉並区立杉並第九小学校	杉並区本天沼一丁目 2 番 1 9 号	に、
杉並区立新泉和泉小学校	杉並区和泉二丁目 1 7 番 1 4 号	を
杉並区立新泉和泉小学校	杉並区和泉二丁目 1 7 番 1 4 号	に改め、同
杉並区立高円寺小学校	杉並区高円寺北一丁目 4 番 1 1 号	

表 2 の項中

杉並区立高円寺中学校	杉並区高円寺北一丁目 4 番 1 1 号	を
杉並区立高南中学校	杉並区和田三丁目 4 0 番 1 0 号	
杉並区立高南中学校	杉並区和田三丁目 4 0 番 1 0 号	に、
杉並区立和泉中学校	杉並区和泉二丁目 1 7 番 1 4 号	を

杉並区立和泉中学校	杉並区和泉二丁目17番14号	に改める。
杉並区立高円寺中学校	杉並区高円寺北一丁目4番11号	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

杉並第四小学校及び杉並第八小学校を廃止し、小学校1箇所を設置すること並びに高円寺中学校を廃止し、中学校1箇所を設置することに伴い、その名称及び位置を定める必要がある。